

## 5月8日以降の本校における感染症対応について

令和5年5月1日

### 基本的に実施すること

- ・ 各自で健康状態の把握（体調チェックアプリへの入力が必要なし）
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケット
- ・ マスクの着用は求めない（個人の意思）
- ・ 食事場面で「黙食」は不要

※地域や学校において感染が拡大傾向の場合には、以下を一時的に講じる場合がある。

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

### 感染した場合、感染が疑われる場合

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合、自宅で休養することが重要であり、無理して登校しない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、発症日を0日として出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。
- ・ 学校等で新型コロナウイルス感染症の罹患者と感染対策をせず飲食を共にした場合でも、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合には、直ちに出勤・出席停止としない。
- ・ 職場・学校内において濃厚接触者の特定や外出自粛を求めない。

### 同居者が感染した場合の対応（寮を含む）

- ・ 家族や同居人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、外出するときは発症日を0日として、特に5日間は体調に注意する。
- ・ 上記の間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をする。

（参考）学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）